整理番号

D－2－4　　111－1

標 題 名

害虫予防規則など通達３通(その１)

著 者 名

発行者名

長野県

発 行 年

明治 19 ～ 29 年

製作年月

平成２８年６月

明治十九年三月三十日

田圃蟲害豫防規則

長野縣令　木梨精一郎

勧

署長 梓原
受付第 一九年三月三日 號
梓分署 下田

甲第四拾七號

田圃蟲害豫防規則別紙之通相定候條此旨布達候事

明治十九年三月三十日

長野縣令木梨精一郎代理

長野縣大書記官鳥山重信

明治十九年甲第四十三号ヲ以テ廃止シ田圃蟲害豫防規則ヲ定メラル

田圃蟲害豫防規則

第一條　豫防スヘキ害蟲ハ螟蟲苞蟲蝗蟲浮塵子泥蟲蚜蝨（桑ヲ害スルモノ）尺蠖（桑ヲ害スルモノ）等ノ蟲類トス

第二條　各自ノ田圃ニ害蟲發生シタルトキハ其作人直ニ驅除ニ着手シ尙蔓延ノ徵候アレハ戸長又ハ勸業委員ヘ通報スヘシ

第三條　他人ノ田圃ニ害蟲發生セシヲ視認シタルトキハ直ニ其作人ヘ通知スヘシ

第四條　戸長ハ勸業委員ニ協議シ常ニ驅蟲ニ注意スヘシ尤蔓延ノ兆候アルトキハ速ニ比隣

戸長役場へ通報シ專ラ撲滅ヲ圖ルヘシ

第五條　驅蟲地區ハ一戸長役場管理區域ニ據ルヘシ

第六條　害蟲驅除ノ場合ニ於テハ其地區內耕作人ハ驅除ノ勞役ニ服從スヘシ

第七條　驅除ノ勞役ハ區域ニ從ヒ服從スヘシト雖モ蔓延ノ勢彼我聯及スル時ハ互ニ聯合驅除スヘシ

第八條　驅除ニ關スル一切ノ費用ハ町村費ヲ以テ支辨スヘシ

第九條　戸長勸業委員ハ害蟲蔓延ノ兆候アルトキハ勿論被害並驅除ノ景況ヲ縣廳並ニ郡役所ヘ報告スベシ

植物防疫
資料館
図書之印